

令和2年4月宮崎県臨時県議会
商工建設常任委員会会議録

令和2年4月28日

場 所 第5委員会室

令和2年4月28日(火曜日)

午前10時36分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和2年度宮崎県一般会計補正
予算(第1号)

○議案第2号 令和2年度宮崎県一般会計補正
予算(第2号)

○商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査

○その他報告事項

・新型コロナウイルス感染症への対策について

出席委員(8人)

委員	長	武田浩一
副委員	長	坂本康郎
委員		外山衛
委員		山下博三
委員		西村賢
委員		日高利夫
委員		田口雄二
委員		前屋敷恵美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

労働委員会事務局

事務局	長	阪本典弘
調整審査課	長	小倉久典

商工観光労働部

商工観光労働部	長	松浦直康
商工観光労働部	次長	岩本真一
企業立地推進局	長	中嶋亮

観光経済交流局	長	丸山裕太郎
商工政策課	長	山下弘
経営金融支援室	長	倉佐知子
企業振興課	長	串間俊也
食品・メディカル産業推進室	長	日高一興
雇用労働政策課	長	兒玉洋一
企業立地課	長	大衛正直
観光推進課	長	高橋智彦
スポーツランド推進室	長	飯塚実
オールみやぎ営業課	長	平山文春

県土整備部

県土整備部	長	明利浩久
県土整備部	次長(総括)	吉村達也
県土整備部	次長(道路・河川・港湾担当)	西田員敏
県土整備部	次長(都市計画・建築担当)	石井剛
高速道対策局	長	廣松新
部参事兼管理課	長	斎藤孝二
用地対策課	長	伊豆雅広
技術企画課	長	境光郎
工事検査課	長	杉本一隆
道路建設課	長	国府紀夫
道路保全課	長	有馬誠
河川課	長	小倉弘康
ダム対策監	砂防課	長 平島充治
港湾課	長	小牧利一
空港・ポート	セールス対策監	平部隆典
都市計画課	長	大浦浩一郎
美しい宮崎づくり推進室	長	横山義仁
建築住宅課	長	梅下利幸
営繕課	長	金子倫和
		巢山昌博

設備室長 日高 誠
高速道路対策局次長 多田 昌志

事務局職員出席者

議事課主査 増本 雄一
政策調査課主任主事 内田 祥太

○武田委員長 ただいまから、商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります。現在、お座りの席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員会の運営方法についてであります。執行部入れかえの際は、委員長会議確認事項のとおり、10分程度の休憩を設けることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 次に、審査方法についてであります。

お手元に配付している資料、委員会審査の進め方(案)を御覧ください。

商工観光労働部及び県土整備部の審査につきましては、お手元の資料のとおり、説明、質疑を行いたいと存じます。

また、総括質疑の場は設けませんので、各課への質疑は、班ごとの審査の際にお願いいたし

ます。

審査の進め方については以上であります。このとおり進めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時38分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども8名が商工建設常任委員会委員に選任されたところでございます。

私は、このたび委員長に選任されました串間市選出の武田でございます。一言御挨拶を申し上げます。

本年は、新型コロナウイルスということで大変な時期ですが、まずはこれを全庁挙げていただいて、県民総力戦で乗り切っていきたいと思っていますので、本年もよろしくお願いいたします。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まずは、私の隣が宮崎市選出の坂本副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、日南市選出の外山委員でございます。

次に、日向市選出の西村委員でございます。

次に、東諸県郡選出の日高委員でございます。

続きまして、向かって右側ですが、都城市選出の山下委員でございます。

次に、延岡市選出の田口委員でございます。

次に、宮崎市選出の前屋敷委員でございます。

次に、書記を紹介いたします。

正書記の増本主査でございます。

次に、事務局長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明を簡潔にお願いいたします。

○**阪本労働委員会事務局長** おはようございます。労働委員会事務局長の阪本でございます。今年1年、いろんな私ども労働委員会行政につきましても、何かと御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、座らせていただきまして御説明申し上げます。

委員会資料の1ページをお開きください。

まず、幹部職員の紹介でございます。

調整審査課長、小倉久典でございます。

次に、労働委員会について御説明申し上げます。

2ページを御覧ください。

労働委員会の構成でございます。

労働委員会は、労働組合法に基づき、公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者の構成によります合議制の執行機関でございまして、それぞれ5名ずつの計15名の委員がおられます。

そのうち労働者委員は労働組合の推薦に基づき、また使用者委員は使用者団体の推薦に基づき、そして公益委員は、労働者委員、使用者委員の同意を得まして、知事が任命することになっておりまして、任期は2年でございます。

それぞれのお名前等につきましては、下の表を御覧ください。

ページをおめくりいただきまして、2、事務局の構成等でございます。

労働委員会は1課1担当、9名の体制でございます。組織等については御覧のとおりでございます。

次、4ページを御覧ください。

業務の概要でございます。

まず、主な業務内容でございますけれども、先ほど申し上げました労働組合法、それから労働関係調整法等、それぞれの法律等に基づきまして、不当労働行為の審査、それから労使紛争解決のあっせんなど、また労働相談といったものを行っているところでございます。

1つ目、①不当労働行為の審査でございます。不当労働行為とは、労働組合法に定義がございまして、いろんな不利益取り扱い、例えば一方的に賃金の引き下げるとか、解雇をするとか、理由なく解雇をするとか、そういった不利益取り扱いや、団体交渉の拒否、支配介入など、不当労働行為に対する救済の申し立てがあれば、審査を行いまして、最終的には救済命令等を発するという業務でございます。

2つ目、②労使紛争解決のあっせんは、集団と個別の2つございまして、(ア)の集団的労使紛争につきましては、集団ですので、労働組合と使用者側との間に生じた紛争解決のためのあっせん等を行うものでございます。

(イ)の個別的労使紛争につきましては、先ほど申し上げました不利益取り扱いと同じようなものがございしますが、不当な解雇であるとか、賃金の一方的な引き下げといったトラブルについて、労働者個人と使用者との間に生じた紛争解決のためのあっせん等を行うものでございます。

3番目に労働相談でございますが、これは、あっせんや不当労働行為に至る前に、労働者と使用者との間にあるいろんな労働条件に関する悩みなどの相談がございまして、そういったことに対して必要な情報の提供や助言を行っているところでございます。

次に(2)の事件数等の推移でございます。

一番下の不当労働行為は、かつて昭和の時代、

特に昭和47年がピークでございましたが、この頃は何と、新規の申し立てが47件ありました。その後はずっと減っておりまして、近年に至ってはゼロ件もしくは1件といった状況が続いており、昨年度1件の申し立てございましたので、これは現在、継続中でございます。

集团的労使紛争あっせん事件につきましては、比較的少数でございまして、近年はゼロ件が続いております。

3番目の個別的労使紛争あっせん事件ですが、この制度は比較的新しいものでございまして、平成14年度から始まった制度でございまして、これらも当初は少なかったんですが、昨今では働き方改革ですとか、パワハラ、セクハラ問題が顕在化したことで増加傾向にございます。昨年度の新規申し立ては8件と、ここ数年は2桁前後で推移しています。

最後に、労働相談ですが、これは先ほど申し上げた働き方改革等の影響もございまして、特に増えております。この表にございまして、1番目の平成22年度、10年前はわずか63件ほどでしたけれども、昨年は515件と実に8倍を超える増加で、いろんな県民の皆様からの悩み等に応じているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○武田委員長 執行部の説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

○西村委員 労働相談件数が515件と、ここ近年で急に伸びていますが、これは、昨年、一昨年からの働き方改革への移行によるものが大部分を占めているのか。

あと、資料に令和2年は載っていませんが、今年の頭から、例の新型コロナウイルス感染症対策による雇い止めとか、そういうものは含まれているのか。

○小倉調整審査課長 委員おっしゃられますとおり、昨年までは働き方改革の関係だと思えますけど、被用者の方から、辞めたいけれども、辞めさせてもらえないという相談が多くありました。

最も多い相談は、パワハラ、セクハラ、嫌がらせ関係の相談で、2番目に退職関係でございます。

今年に入りまして、委員がおっしゃいますとおり、コロナ関係で、今度は急遽もう仕事に來なくていいとか、解雇された被用者の方から相談が何件か来ておりますが、件数は十数件ほどと、そこまで多くございません。

ただ、宮崎労働局には、休業要請に伴う国からの雇用調整助成金に関する制度的な質問がかなり来ていると聞いております。

○山下委員 1点だけ教えてください。労働相談について、昨年、その前からあったんでしょうけど、労働者不足が大きく叫ばれるようになりました。そのことで外国人が、5,000~6,000人來ているのかなと思うのですが、この方々からの相談は、皆さんのところに来ているんですか。

○小倉調整審査課長 昨年、1件あったそうです。

○山下委員 失踪事件とかいろんな問題が実際あると思うんですが、経営者側が、皆様方に相談に來るようなことはないんですか。どこか別に相談されているのでしょうか。

○阪本労働委員会事務局長 そういった経営者側からの御相談は、私どものほうにはございません。やはり商工観光労働部ですとか、国の労働局のほうに相談されているのではないかと思われます。

○前屋敷委員 いろんなパターンを見据えて、

大変だと思うんですけども、今、話がありましたように、労働委員会だけでは解決できないものも多いようです。このあっせんされたもの、労働相談受けたもので、解決に至らないものもたくさんあるかと思うんですけども、結果はどのような状況でしょうか。

○小倉調整審査課長 労働相談は匿名での御相談が多く、最終的な結果を全て把握できていませんけれども、もし解決できない相談については、次の段階としてあっせんに進むというような形で、再度また御相談があつて、労働委員会であっせんするケースもございます。

もちろん、私ども労働委員会では解決できないいろいろな行為につきましては、それぞれの監督機関、例えば、労働基準局署を御紹介するような形で解決を図ることもございます。

また、あっせんにつきましては、昨年、新規申請で8件を受けたわけでございますけれども、このうち、解決したものは2件でございます。それ以外は、途中で打ち切られたものが5件ございます。

あっせんにつきましては、労使双方で話し合いをしましょうという意識で、お互い歩み寄りなり、話し合いができないといけませんので、途中でもう解決が無理だというようなこととなりますと、打ち切りもございます。

また、途中で取下げというのもございます。そういうものもございまして、昨年につきましては、8件中2件が解決という結果でございました。

○田口委員 先ほど、退職したいけど、なかなか退職させてもらえない状況があるとのことでしたが、今、3年以内にやめる人が非常に多い中で、退職できないのは、人手不足だから社長から辞めなくてと頼み込まれているのか。

あるいはブラック企業で、辞めると違約金を取られるとか、何かいろんな理由で辞めざるを得ないのか。どういうパターンが多いんでしょうか。

○小倉調整審査課長 委員がおっしゃるとおり、昨年までは、退職したいけど辞められない理由は、人手不足で辞められるとなかなか補充ができないと、使用者側から辞めなくてくれというケースが多かったということでございます。

○田口委員 辞めたい方は、使用者側から懇願されるとなかなか辞めにくいものなんですか。

○小倉調整審査課長 法的には、しっかり期間をとって何日か前に退職届を出せば、退職は成立するわけですけれども、使用者側も人手不足ということで、なかなかこれを受け取らないとか、いろんなケースが相談の中にあつたみたいですよ。

○外山委員 例えば、一般労働者が使用者のことで、いろんな労働相談に来ます。その際に、皆様方はどこまで関与するのか。相談を受けて、いろんな助言をして終わるのか、使用者との間に入ってどこまで対応されるんでしょうか。

○小倉調整審査課長 あくまで自主解決のための御助言をさせていただくのが労働相談ですので、御相談に乗って助言をしたり、いろんな情報を流すというのが基本で、私どもが直接使用者の方に、例えば電話を入れて話したりはできません。

それで解決しなければ、次のあっせん、調定、仲裁と、次の手段でというような相談があれば、またそれに対応していきます。

○武田委員長 ほかに質疑はよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、以上をもって、労働

委員会事務局を終わります。執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前10時57分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども8名が商工建設常任委員会委員に選任されたところでございます。

私は、このたび委員長に選任されました串間市選出の武田でございます。一言御挨拶を申し上げます。

皆さん、こんにちは。本年は、新型コロナ対策で大変な時期となりました。まずはこの新型コロナ対策に対して、私ども委員会を初め、県議会、執行部の皆様、県民一丸となって、乗り越えていきたいと思っておりますので、この1年間、よろしくお願いいたします。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まずは、私の隣が宮崎市選出の坂本副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、日南市選出の外山委員でございます。

日向市選出の西村委員でございます。

東諸県郡選出の日高委員でございます。

続きまして、向かって右側ですが、都城市選出の山下委員でございます。

延岡市選出の田口委員でございます。

宮崎市選出の前屋敷委員でございます。

次に、書記を紹介いたします。

正書記の増本主査でございます。

次に、県土整備部長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明を簡潔にお願いいたします。

○明利県土整備部長 県土整備部長の明利でございます。よろしくお願いいたします。

私どもが所管しております業務は、安全で安心な生活を確保するため、防災力の強化や減災対策を行うとともに、東九州の新時代を見据えた、社会資本の整備を初めとする県勢発展の基盤となる県土づくりを進めていくことであります。

職員一丸となりまして、県土整備行政の推進に取り組んでまいりますので、委員の皆様におかれましては、御指導、御支援のほどよろしくお願いいたします。

説明の前に御報告を申し上げます。申し訳ありませんが、着席させていただきます。

先月31日、国土交通省から、九州中央自動車道蘇陽一五ヶ瀬東間及び国道220号日南防災事業、宮浦一鶴戸間の新規事業化が発表されました。

これまで御尽力いただきました県議会の皆様に心よりお礼を申し上げます。

引き続き、沿線自治体と連携を図りながら、県内の高速道路ネットワークが一日も早く完成するよう、また日南防災事業の早期完了に向けて、全力で取り組んでまいりますので、今後とも御支援、御協力をお願いいたします。

それでは、委員会資料によりまして御説明いたします。

ただいま出席しております、第1班の幹部職員について御紹介いたします。

お手元にお配りしております、委員会資料の1ページを御覧ください。

まず、総括次長の吉村でございます。

道路・河川・港湾担当次長の西田でございます。

都市計画・建築担当次長の石井でございます。

高速道対策局長の廣松でございます。

部参事兼管理課長の斎藤でございます。

技術企画課長の境でございます。

次に、2ページを御覧ください。

建築住宅課長の金子でございます。

次に、3ページを御覧ください。

高速道対策局次長の多田でございます。

以上で、第1班の職員の紹介を終わります。

次に、県土整備部の所管業務等につきまして御説明いたします。

まず、組織についてであります。委員会資料5ページの県土整備部行政組織表を御覧ください。

本庁が1局12課2課内室、出先機関が14事務所の体制で、県土整備行政の推進に取り組んでまいります。

昨年度からの変更箇所を申し上げますと、組織表の上段に記載してあります、管理課の各担当の枠で囲んである部分を御覧ください。

県内建設業に係る各種審査や担い手育成などについて、効率的で効果的な実施体制の構築を図るため、これまでの建設業担当にかわり、建設業審査担当と建設業振興担当の2担当を設置したところでございます。

なお、県土整備部各課・局の分掌事務につきましては、資料の6ページから8ページにかけて記載しております。こちらにつきましては、後ほど御覧いただきたいと存じます。

次に、県土整備部の令和2年度当初予算について御説明いたします。

資料の9ページをお開きください。

令和2年度、県土整備部当初予算の概要でございます。

今年度の当初予算につきましては、右から2列目の太枠で囲んでおりますC欄を御覧ください。

い。

一般会計で、下から5段目でありましたが、897億5,838万9,000円、特別会計で、下から2段目でありましたが、14億2,182万6,000円、部予算合計では、一番下の段でありますけれども、911億8,021万5,000円となっており、この額を昨年度の6月補正後予算額と比較しますと、その右の欄ですが、部の予算合計で対前年度比105%となっております。

続きまして、資料の14ページをお開きください。

当初予算に係る事業につきまして、県土整備部の主な事業を、宮崎県総合計画アクションプランにおける、プログラム別に整理したものでございます。

また、資料の16ページ以降に、令和2年度の主な新規、重点事業につきまして、県内建設産業PR促進事業などの概要を添付しておりますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

最後に、その他報告事項でございますが、新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、担当課長から説明させます。

私からは以上でございます。

○斎藤管理課長 管理課であります。それでは、資料の20ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。

まず、1の発注者としての対応であります。(1)の表を見ていただきますと、2月28日以降に工事等の一時中止を行った公共3部の合計は30件で、全体に占める割合としては約1%となっております。このうち、4月20日時点で中止しているものは4件であります。これらにつきましては、必要に応じて請負代金や工期の変更で対応しているところでございます。

なお、現時点では、県が他県との往来の自粛を要請したなどから、中止が12件と増加してきております。

その他の対応といたしましては、打ち合わせにメール等を活用するなど、接触を極力減らすことや、(4)の前払金等の請求に対しまして、迅速かつ円滑に対応することにしております。

次に、2の受注者への指導であります。感染予防の徹底や、従事者の健康管理、万一の場合の連絡体制の構築をお願いしているところであります。

次に、3の地産地消への取組では、資材・工法等へのさらなる地産地消の活用依頼に加え、総合評価方式での評価適用を6割程度までに拡大することにいたしております。

最後に、4のその他であります。民間建築物に対する建築基準法の完了検査を(1)のとおり、入手困難な設備がありましても、設計変更等での対応が可能であれば、住宅として完成しているものとみなし、4月16日時点では、33件検査済証を交付しているところでございます。

また、県営住宅におきましても、(2)のとおり、収入減少者に対する家賃等の減免措置が可能であります。

管理課からの説明は以上でございます。

○武田委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○日高委員 20ページの一番下のほうの公営住宅の関係ですけれども、家賃の減収の分の減免措置とありますが、実際今の段階で何かそういう相談を受けているのでしょうか。

○金子建築住宅課長 今のところ相談としましては、県央地区で11件、県北地区で3件、合計14件の相談を受けておりまして、まだ減免申請に至った実績はございません。

○日高委員 高齢の方も、県営住宅に結構おられます。私、国富ですけれども、4階建ての住宅とかは除いて、例えば、古い住宅がまだ幾つも残っているところがあります。特に高齢者の皆さんは、今後の生活に非常に不安を抱いているんです。減免申請について、例えば何か特別に市町村に文書を流しているとか、そういう減免措置がありますよというような広報・啓発を行っておられるんですか。

○金子建築住宅課長 公営住宅の整備につきましては、県、市町村それぞれで、長寿命化計画を策定しまして、建て替え、それから高齢者向けの改修、そういった整備に取り組んでいるところでございます。

○日高委員 実際にコロナの影響が出てくるのはこれからだと思うんです。高齢者の方が多く、やはり情報に疎いので、例えばパソコンを使っているいろいろな情報を提供する方法もあるかもしれませんが、高齢者の皆さんが理解できるような措置をぜひお願いしておきます。

○金子建築住宅課長 減免制度につきましては、減免制度を解説したチラシを、団地の掲示板に掲示したり、それから6月、7月は、年一度の修理申告がありますので、そのときにチラシを配布したり、そういったことで、入居者の方には周知に努めているところでございます。

○日高委員 よろしくお願ひします。

○前屋敷委員 その減免ですけれども、基準はどの程度になっているんですか。

○金子建築住宅課長 県営住宅の月の家賃につきましては、世帯の所得の合計ごとに収入分位を8つに区分しまして、家賃の算定基礎額を算定しております。

減免につきましては、二通りありまして、1つは収入分位ごとに、現在の家賃と収入が減少

した家賃との差額を減免する方法、それからもう一つは、最も安い家賃の設定の区分につきましては、その世帯の方の資産の状況に応じまして、最大半額を減免することで行っております。

○前屋敷委員 張り紙をしたり、申告のときに周知するという話がありましたが、幅広い世代が住んでいる状況ですので、その制度がちゃんと生きるような形で周知徹底を図ってほしいと思いますので、お願いします。

○日高委員 今の関連ですけれども、結局パチンコ店も休業中となっていますが、パチンコ店の夜の清掃とか、そういった仕事に60歳～70歳ぐらいの高齢者の皆さんが結構働かれています。

しばらく収入がないということもありますし、いろんな形で雇い止めとかも今後出てくると思うんです。

例えばコロナウイルスの関係で新たに減免措置を追加をする場合、県条例の改正で済むのか、その辺のところはどうなんですか。

○金子建築住宅課長 減免制度につきましては、通常の対応でやっております、条例、それから家賃の設置、管理の条例、それから規則に基づいて行っているもので、*要綱の改正で対応していきたいと考えています。

○坂本副委員長 コロナ関連で、基本的なことを聞きたいのですが、感染症拡大防止対策は福祉保健部が指示を出されていると思うんですけれども、直近で言えば、ゴールデンウィーク期間中に県外からのお客さんの流入を防止するというので、今、サーフィンのお客さんに対して、知事を初め発信されていますけれども、宮崎市内でいえば、木崎浜に入っていく進入道路は恐らく県土整備部でいえば、河川課の管理道路になっているかと思うんです。

そういったところを、例えば、入れないように乗り入れを制限してはどうかという声が出てきているんですけども、そういった相談の窓口、それからそれを判断されるのは、県土整備部でよろしいのでしょうか。

○斎藤管理課長 河川用道路は当然、河川課なりが判断いたしますし、また、通常の一般の道路であれば、道路保全課なりが判断していくことにはなります。しかし、地元の状況をいろいろ勘案しながら、すぐに通行止めとか、そういうことはなかなか難しいので、まずは当然看板等の通知で、そういった往来の自粛をしていただくとか、そういったことに努めてまいりたいと思います。

ただ、それでも問題が起こる場合には、その周辺の地域住民の方々、その辺を踏まえながら判断していくことになると思っております。

○坂本副委員長 あわせて、県が恐らく管理されていると思うのですが、青島とかの駐車場です。ここも県外から来たサーファーの方なんか日常的に車をとめて、着替えたりされている様子を結構見ました。これについても、例えばある程度制限をしたほうがいいのではないかと声が上がっているため、繰り返しますけれども、そういった声を受ける窓口、それから判断する部局は、県土整備部でよろしいですか。

○斎藤管理課長 青島辺りの駐車場につきましては、都市計画課が所管しておりますので、当然そういったところが窓口となります。

それで、サーファーの今の状況ですが、先日の日曜日に職員が様子を見回ると、ほとんどサーファーの方は来ていなかったということでした。

今後いろいろな問題等もあると思いますので、

その辺の人の出入りをしっかり見きわめながら、私どもといたしましては判断していきたいと思っております。

○坂本副委員長 先々週に多いと聞いていたものですから、私も見回りに行きまして、確かに、先日の土・日に見に行ったときは、県外からの車は余り多く見受けなかったんです。しかし、昨日のテレビでも、沖縄では6万人が予約を入れているというような状況があり、恐らく宮崎で連休に向けた自粛を呼びかけても、見えないところで来られることが考えられると思うんです。

そこについては、やはりその場所に行っても立ち入れない状況をつくって、またそれをしっかり発信しておく。あらかじめ、そういった体制がとれていれば、そもそも県境を越えて入ってくる旅行客を制限することにつながると思うんです。そういったことを県土整備部でも検討、準備されていると受け止めてよろしいんですか。

○斎藤管理課長 当然、うちがそういった窓口になっておりますので、そういった状況を考えてながら、いろいろ検討しているところでございます。

ただ、県外の方以外でも、県内とか、その地元周辺の方々も使われていますので、最初から完全封鎖というのは……屋内施設ではないので、皆様方が散歩とか、ちょっとしたレクリエーションとか、そういったものまで制限はしておりませんので、すぐさま完全封鎖には至っておりません。

ただこの辺は、今度の休みなり、そういったいろんな状況を踏まえて、しっかり判断してまいりたいと考えております。

○山下委員 工事の一時中止の件です。県土整備部の所管が6件出ていますが、中止になって

いるのは一般住宅の物件ですか、どういう物件ですか。

○斎藤管理課長 この表にある4件は、コンサル系への設計等の業務委託で、当然、公共工事に関するものでございます。

○山下委員 わかりました。公共工事の部分ですね。

私がいつも気になっているのが、今、大型物件がいっぱいできています。防災庁舎もでき上がるころなんですけど、県立宮崎病院とか、宮崎市の市郡医師会病院、宮崎駅前工事と、かなりの物件ができていますが、全て大手ゼネコンがとっていて、結局関東、福岡等から技術者関係の往来があると思うんです。その人たちへの往来の自粛とか、しっかりと指導されているんですか。

○斎藤管理課長 業者の方々に県外から来られる、特に特定地域から来られる方々に対しては、当然、2週間程度の観察期間なりをしっかりと設けていただきたいと要請しております。

そういったことを踏まえて、元請なり、下請との調整の中で、その工事を一時中止したりとか、そういった案件は民間のほうではございません。

今私どもが所管している公共工事では、当然そういった指導をきっちりやっておりますので、今のところそういった問題はないと聞いています。

○山下委員 わかりました。

○金子建築住宅課長 先ほどの日高委員の質問に関しての答弁で修正をお願いします。

先ほど減免に関して、要綱等の改正が必要と答えましたけれども、減免に関しましては、コロナの影響の中でも、現在の規定で対応可能ということで、現在の要綱でも対応できます。

○武田委員長 その他1班に関する事で、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○明利県土整備部長 済みません、最後に一言述べさせていただきます。

今いろいろ答弁がありましたように、現在のところ県土整備部における業務については、特に大きな影響はないところでございます。

建設産業は、地域の産業を支えるとともに、雇用のセーフティーネットという役割もでございます。こういう時だからこそ、地域経済をしっかり支えていくためにも、県土整備行政、これが滞らないように、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

そして、コロナ終息後の復興に向けた経済対策につきましても、いろんな予算の確保等に努めて、地域経済の復興に取り組んでまいりたいと思っておりますので、これからもどうぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

○武田委員長 それでは、以上をもって、第1班の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時27分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、第2班の幹部職員の紹介をお願いします。

○明利県土整備部長 引き続き、委員会資料によりまして御説明いたします。

ただいま出席しております第2班の幹部職員について紹介いたします。

委員会資料の1ページを御覧ください。

まず、用地対策課長の伊豆でございます。

工事検査課長の杉本でございます。

道路建設課長の国府でございます。

道路保全課長の有馬でございます。

次に、2ページを御覧ください。

河川課長の小倉でございます。

ダム対策監の平島でございます。

砂防課長の小牧でございます。

以上で、第2班の職員の紹介を終わります。

私からの説明は以上でございます。

○武田委員長 次に、第2班の所管業務に関する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、以上をもって、第2班の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時31分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、第3班の幹部職員の紹介をお願いします。

○明利県土整備部長 引き続き、委員会資料によりまして御説明いたします。

ただいま出席しております第3班の幹部職員について紹介いたします。

委員会資料の2ページを御覧ください。

港湾課長の平部でございます。

空港・ポートセールス対策監の大浦でございます。

都市計画課長の横山でございます。

美しい宮崎づくり推進室長の梅下でございます。

次に、3ページを御覧ください。

営繕課長の巢山でございます。

設備室長の日高でございます。

また、出先機関の幹部職員につきましては、

3ページ中段以降を御覧ください。以上で県土整備部幹部職員の紹介を終わります。

私からの説明は以上でございます。

○武田委員長 次に、第3班の所管業務に関する質疑はありませんか。

○日高委員 19ページの総合運動公園の津波避難施設整備の計画です。

この件については、私、大変申しわけありませんが、詳細な内容を十分把握してないところがあって、ちょっと質問がおかしいかもしれませんが、ここに41億6,000万円の事業費が計上されております。

当初の計画から陸上競技の真ん前に高台が移動することになったようでありますが、仮に当初の保安林のほうで建設した場合は、この41億6,000万円がどのくらい下がっていたんでしょうか。まずはその点を1点をお伺いします。

○梅下美しい宮崎づくり推進室長 総合運動公園の津波避難施設整備事業ですけれども、資料に書いておりますように、南海トラフ等の巨大地震の津波に備えて津波避難施設をつくるものでございます。

施設の計画でございますが、19ページ下のほうに書いていますように、青いところが既存の津波避難施設でございますが、これでは不足しますので、避難人数の分を、今回申請します赤で囲んでおります新設津波避難施設をAエリア、Bエリア、Cエリアと、それぞれ3エリアに分けてまして、合わせて避難デッキ等、盛り土高台を含めまして、約3万1,300人ほどが避難できる施設を造るものでございます。

今、委員から御質問いただきました件は、Bエリアの盛り土高台のことだと思います。当初は、保安林の中の松林の中に盛り土高台を予定しておりました。地元の皆様の同意が得られず、

計画位置の変更等の要望を受けまして、今回、中央広場に盛り土高台の位置を変更する計画変更となり、昨年9月議会ではおわび等を申し上げたところでございます。

お尋ねの金額でございますが、松林であった場合は、当初の予定が総額で42億~62億円でございまして、現在の中央広場に盛り土高台を移設した計画では、当初計画の予定額の60億円で予定しているところでございます。

○日高委員 ということは、場所は変わったけれども、いろいろ努力をなされて、金額的には何とか埋め合わせができたと考えてよろしいでしょうか。

○梅下美しい宮崎づくり推進室長 盛り土高台につきまして、現在、中央広場の図で赤く囲まれてるところに、丸、四角形の形が2つあると思うんですけれども、こちらに2山を造成する予定でございます。

計画を変更したことで高台の面積が若干減っていますが、この陸上競技場の横にメインスタンドデッキを新たにつくることで、もともと計画していました3万1,300人を収容できる計画とさせていただいたところでございます。

○日高委員 この計画は当然、コロナが発生する以前の状況での試算だと思います。

こういう状況になり、まだ終息のめどはほとんど立っていない。今から、そういう状況でさらに県の支出が増える可能性が十分にあることを想定しなければならないと思います。

財源ということで、やはり国スポに向けた財源をどれだけで確保しておくのかが今後の一番の課題だと思うのですが、これだけコロナウイルスの影響が出てくると、将来の国スポと現状をてんびんにかけなくてはいけないところも出てくるのかなと思います。

ですから、今質問させていただいたのは、当初去年の段階で10億円予算がオーバーするような話を聞いておりましたので、あのときはそうでしたけれども、今コロナでお金が大変かかるから、地元民と相談すれば考え方を変えましたとか、そういう話にならないかなと私は思っているわけです。今後、この事業はこのまま計画どおりに進んで、保安林の問題は地元と一切折衝はなく進めていかれるのか、そこを最後にお聞きします。

○梅下美しい宮崎づくり推進室長 今回松林の場所から変更させていただきました。津波避難施設の重要性は十分地元の方も御理解いただいていたと思っておりますが、昔からこの地区を守るために植えてきた松林を切るのは忍びないという地元の思い、そういったものを大事にする必要があるということで、今回変更させていただいたわけですが、現在のところ、事業の予算につきましては、盛り土の材料を国からの残土を使いまして、少しでも安く、コスト意識を図るようということ考えていますので、私どもとしましては、この60億円という予算内で整理していく覚悟で進めていきたいと思っております。

○武田委員長 ほかに質疑はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、以上をもって、県土整備部を終わります。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時42分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども8名が商工建設常任委員会委員に選任されたところ

でございます。

私は、このたび委員長に選任されました串間市選出の武田です。一言御挨拶を申し上げます。

新型コロナで一番大変なときであります。議会も執行部の方々も、また、県民挙げて、新型コロナ対策にまずは取り組んでいきたいと思っております。本年度1年間、よろしくお願ひします。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が宮崎市選出の坂本副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、日南市選出の外山委員でございます。

日向市選出の西村委員でございます。

東諸県郡選出の日高委員でございます。

続きまして、向かって右側ですが、都城市選出の山下委員でございます。

延岡市選出の田口委員でございます。

宮崎市選出の前屋敷委員でございます。

次に、書記を紹介いたします。

正書記の増本主査でございます。

次に、商工観光労働部長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等を簡潔にお願ひいたします。

○松浦商工観光労働部長 商工観光労働部長の松浦でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

御案内のとおり、今、新型コロナウイルス感染症によりまして、国内外幅広い影響を受けておりまして、県内におきましても、県民生活、それから経済、非常に大きな影響を受けていると認識しております。

まずはこの感染拡大の局面を何とか抑え込んでいく、そして終息させていくことが最優先の課題であると思っておりますけれども、一方で、経済が非常に打撃を受けておりますので、今非

常に困難な状況にある事業者の皆様をどうやって支えるのか、そして次の展開としてどう回復へとつないでいくのかが、目下の私どもの最大の課題であると認識しております。

部職員一丸となって取り組んでまいりますので、武田委員長初め、委員の皆様方の御指導、御協力をぜひよろしくお願いいたしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

後は座って続けさせていただきます。

お手元の常任委員会資料の一番分厚いものの1ページ目をお開きください。

年度初めの委員会でございますので、幹部職員の紹介をさせていただきます。

まず、商工観光労働部次長、岩本真一でございます。

企業立地推進局長の中嶋亮でございます。

観光経済交流局長の丸山裕太郎でございます。

商工政策課長の山下弘でございます。

経営金融支援室長の長倉佐知子でございます。

観光推進課長の高橋知彦でございます。

スポーツランド推進室長の飯塚実でございます。

オールみやぎ営業課長の平山文春でございます。

下のほうに議会担当の商工政策課の企画調整担当の主幹、池北斉でございます。

このメンバーでやってまいりますので、1年間どうぞよろしくお願いいたします。

資料の2ページをお開きください。

当部の執行体制でございますが、ここにありますように本庁は2局6課3室、それから出先機関4機関という体制で今年度進めてまいります。

3ページを御覧ください。

今年度の当初予算の各課ごとの状況でございます。

ます。

商工観光労働部の合計は一番下の行でありますけれども、一般会計と特別会計を合わせまして、402億3,826万8,000円。対前年で19億8,679万2,000円の減、率にいたしまして95.3%となっております。

次の4ページから6ページにかけましては、県の総合計画アクションプランの体系表に基づきまして、当部の事業を整理したものでございます。

人口問題への対応、それから産業成長、経済活性化等への対応という形で整理しております。また後ほど御覧いただければと思っております。

めくっていただきまして、7ページ以降でございます。

当部の事業の主なものについて資料をつけさせていただいております。これも申しわけありませんが、後ほど御覧いただければと思っております。

資料を替えていただき、資料の2つ目でございます。補正予算(第1号)と表書きのあるものの1ページを御覧ください。

議案第1号の補正予算の当部の一般会計歳出につきましては、表にありますとおり、補正前の額が398億521万円、補正額が43億811万3,000円となりまして、補正後の額が441億1,332万3,000円となっております。

あわせて、債務負担行為の限度額の変更をお願いしております。

表にありますとおり、中小企業融資制度の枠の拡大をお願いしておりまして、その関連で損失補償について、限度額を1億円から1億8,500万円に増額しているところでございます。

2ページは各課ごとの予算の状況でございます。

おめくりいただきまして、3ページを御覧いただきたいと思います。

各課ごとの補正の事業の内容を御説明する前に、私からコロナ対策に係る商工観光労働部の全体の考え方、概略をまず御説明させていただきます。

3ページでございますが、1の商工業への影響でございます。

御案内のとおり、観光、飲食サービス等を初めとして、小売、製造、それぞれ幅広い分野で様々な影響が出てきている状況でございます。

2のこれまでの当部の取組でございますが、各種の相談窓口を設置いたしておりますほか、(2)にありますように、資金繰り対策がまず必要だということがございましたので、緊急の貸し付けを3月からスタートさせたところでございます。

3の補正予算の案の基本的な考え方でございます。

特別警戒地域の都道府県等からの来県が非常に危惧されるというようなことがありまして、来県自粛でありますとか、イベント等の中止が続いております。

そういった中で、大きな影響を受けている県内の事業者の事業継続をどう図っていくのか、雇用をどう守っていくのかということとあわせまして、観光関連など落ち込みが著しい分野を下支えするための緊急的に必要なものということで考えております。

国の交付金等が、まだどうなるかわからない状況でありますので、とりあえず一般財源からやらないといけないことがありますので、限られた中での考え方でございます。

4ページを御覧ください。

その累計でございますけれども、(1)の資金

繰り対策につきましては、国のほうも動いておりますけれども、県といたしましては、緊急対策の貸し付けの期間を延長するとともに、融資枠を拡大したいと考えております。

それから(2)の事業者の事業継続等に対する給付等の支援でございますが、国は、売り上げが大きく減少した事業者に対して、法人で200万円、個人事業者等で100万円を上限にした給付金を予定しております。

県であります、それ以上に厳しい局面の小規模事業者は、事業継続が本当に厳しいということでございますので、国の交付金が待てない状況が出てくる可能性を勘案しまして、1事業者あたり20万円の給付金を予定しております。

米印になりますけれども、国税、地方税等につきましては、納税徴収猶予等の措置が別途図られることとなっております。

(3)の雇用対策でございます。

国におきましては、雇用調整助成金について、支給要件の緩和等を予定しておりますけれども、この助成金の内容ですが、括弧書きにありますように、「事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用を維持しようとする、休業手当を払わなければならない。その手当について、国が一部を補助する」というようなものでございます。

県でありますけれども、その一方で企業の採用活動、それから求職者の就職活動がなかなかできにくいというような状況がありますので、インターネットを活用した合同企業説明会をやりたいということで、お願いしているところでございます。

(4)の応援消費等の取組でございます。

もちろんこういった商品について、積極的に取り組んでいきたいということがありますので、

地産地消による応援消費につきましては、総合政策部が中心となって進めておりますけれども、あわせまして、インターネット販売を活用した県産品の応援消費キャンペーンを実施していきたいと考えております。

(5)の収束後の対策、これは準備という意味でございますけれども、国は収束後に需要喚起、消費喚起のためのキャンペーン、「GoToキャンペーン」を実施をすると言っておりますけれども、県といたしましては、その準備として、宿泊事業者の安全確保でありますとか、キャンペーンに向けた準備に着手したいと考えております。

このような考え方に基づいて、今回補正をお願いしているところでございます。

最後にもう一つの資料、補正予算(第2号)であります。

3ページをお開きください。

先般、県外からのゴールデンウィーク中の来県をできるだけ抑制する目的で、特定の事業施設に対して、休業要請を行ったところでございます。それに伴う協力金でございます。

1ページにお戻りください。

議案第2号の一般会計歳出の状況でございますが、補正前が441億1,332万3,000円、これに今回の補正として、3億5,035万円をお願いしております。この結果、補正後の額は444億6,367万3,000円となります。

個別の事業の内容につきましては、それぞれ担当課長から御説明したいと思います。

私からは以上でございます。

○武田委員長 ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午前11時57分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、午後1時から再開いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後0時59分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

次に議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いします。

○山下商工政策課長 商工政策課でございます。議案第1号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算」につきまして御説明いたします。

お手元の冊子、令和2年度4月補正歳出予算説明資料の商工政策課のところ、57ページをお開きください。

補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますとおり、一般会計39億7,157万1,000円の増額補正をお願いするものです。補正後の一般会計の額は、右から3列目の欄にありますとおり、386億8,118万6,000円となります。

ページをめくっていただきまして、59ページをお開きください。

補正の内容でございますが、(事項)中小企業金融対策費につきましては、説明欄の改善事業、中小企業融資制度貸付金、同じく改善事業、中小企業金融円滑化補助金並びに新規事業、中小企業融資制度利子補給をお願いするものであります。

次にその下の(事項)小規模事業者対策費につきまして、説明欄の新規事業、小規模事業者事業継続給付金をお願いするものであります。

各事業の詳細につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料、補正予算(第1号)、こちらの資料の9ページをお開きください。

新規事業、感染症対策・地域経済緊急支援事業です。

これは、本県経済を支える中小・小規模事業者の事業継続や本県経済の回復を図るため、資料の9ページから11ページにかけて記載しております3つの事業に取り組むもので、総額で10億3,322万7,000円をお願いしております。

このうち商工政策課分の1、小規模事業者事業継続給付金について御説明いたします。

まず(1)の事業の目的・背景ですが、新型コロナウイルス感染症の影響による社会活動の停滞により、多くの業種で売上げが減少するなど、小規模事業者には大変厳しい経営環境となっております。今般、国が持続化給付金を創設したところですが、国の基準よりもさらに売上げが減少している小規模事業者に対し、給付金を支給するものであります。

次に、(2)の事業の概要ですが、予算額は7億957万1,000円で、財源は一般財源であります。事業の実施主体は、一般社団法人宮崎県商工会議所連合会及び宮崎県商工会連合会です。

事業内容ですが、アの給付対象者は、令和2年1月から4月までのいずれかの月において、前年同月比の売上げが75%以上の減収となっている小規模事業者で、イの事業期間ですが、令和2年5月1日から8月31日までとしております。なお、これは県から各連合会に対して実施する補助事業の期間であります。

ウの実施方法ですが、県内各地区の商工会議所、商工会で、対象となる小規模事業者からの申し込みを受け付け、審査の上、各連合会において振込事務を実施します。

小規模事業者からの給付の申込みの受付期間

は6月30日までとしております。

(3)の事業の効果としましては、給付金を支給することで、厳しい経営環境に置かれた小規模事業者を下支えすることにより、事業継続を図るものであります。

続きまして、12ページをお開きください。

改善事業、中小企業金融対策費であります。

まず、1の事業の目的・背景ですが、中小企業者の資金繰り支援のため、県の中小企業融資制度に、全国統一要件による新型コロナウイルス感染症対応資金を創設するとともに、3月13日から取扱いを開始しております、緊急対策貸付について取扱い期間の延長等を行うものであります。

次に2の事業の概要ですが、(1)補正額は32億6,200万円、(2)の財源は記載のとおりであります。

(3)の事業の内容としましては、融資限度額3,000万円の資金を創設し、事業規模に応じて一定の要件を満たす場合には、国庫補助により保証料及び借入当初3年間の利子を補助するものであります。また、あわせて、3,000万円を超え5,000万円までの融資の部分については、既存の貸付けにおいて、県単で保証料を補助することとしております。

以下、①から④まで事業の内訳を記載してまいります。

①の貸付金は、金融機関への原資預託であり、追加で30億円をお願いするものであります。なお、この30億円に協調倍率2.5倍を乗じた融資枠75億円と、当初予算で措置した融資枠につきまして、貸付けメニューごとの執行見込みを考慮して配分を見直すことで、コロナ関連の融資枠として340億円を確保することとしております。

②の円滑化補助金は、軽減した保証料相当分を信用保証協会に補助するものであり、4,500万円を見込んでおります。

③の損失補償金は、代位弁済によって生じた信用保証協会の損失分について一定割合を補償するものであり、コロナ関連融資により増額が見込まれますことから、冒頭に部長が説明しましたとおり、債務負担行為において限度額を変更することとしております。

④の利子補給は、金融機関への委託により、国庫を財源とした事業者への利子補給を行うものであり、委託料と利子補給金を合わせて2億1,700万円を見込んでおります。

3の事業の効果としましては、中小企業の負担軽減を行い、円滑な資金繰りを支援することによって、事業継続を後押しできるものと考えております。

商工政策課からの説明は以上でございます。

○高橋観光推進課長 観光推進課でございます。当課の提出議案について御説明いたします。

まず、お手元の令和2年度4月補正歳出予算説明資料の観光推進課のところ、65ページをお開きください。

観光推進課では、今回の4月補正額として、3億円の増額補正をお願いしております。

補正後の額ですが、右から3列目の欄になりますけれども、一般会計で12億3,593万3,000円となります。

67ページをお開きください。

(事項) 観光交流基盤整備の説明欄1のところですが、新規事業、宿泊事業者誘客準備支援事業3億円です。

詳細につきましては、別冊の常任委員会資料で御説明させていただきます。

常任委員会資料、補正予算第1号の10ページ

をお開きください。

まず1の目的・背景でございますが、観光業の中核的な役割を担う、ホテル、旅館等の宿泊事業者の事業回復をいち早く支援するとともに、幅広い分野での需要回復へとつなげるため、安心安全な受入れ体制の整備などへの支援を行うとともに、国の経済対策など、将来を見据えた取組をしっかりと行っていくものでございます。

次に、(2)の事業の概要ですが、予算額は3億円で、観光みやぎき未来創造基金を活用いたします。

事業主体は、民間の機動力、ノウハウをしっかりと活用する観点から、宮崎県観光協会にお願いいたします。

事業内容ですが、大きく2本柱としております。

1つ目の柱が、宿泊事業者が行う受入環境整備に対する支援でございます。

これは施設の消毒、清掃等のほか、インターネット予約体制、Wi-Fiなど、事業回復を見据えた取組をしっかりと支援しようというものでございます。

もう一つの柱が、国の経済対策を見据えた取組に対する支援です。

これは国の経済対策で、今後、GoToキャンペーンが予想されること、それだけではなく、事態の収束を見据えた観点から、宿泊事業者において、宿泊割引、県産品とのタイアップなど、宿泊プラン造成を今の段階からしっかりと行なっていただいた上で、これに対して事前に支援を行うものです。

なお、いずれの事業につきましても、事業者が安心して事業に取り組んでいただけるよう、概算払いとするなど、柔軟に対応していきたいと考えております。

(3)の事業効果といたしまして、ホテル、

旅館等を中核としながら、関係する幅広い分野での経済波及、消費喚起等が期待されると考えております。

観光推進課からは以上でございます。

○平山オールみやざき営業課長 オールみやざき営業課の提出議案について御説明いたします。

まず、お手元の令和2年度4月補正歳出予算説明資料のオールみやざき営業課の69ページをお開きください。

オールみやざき営業課は今回の4月補正額として、2,365万6,000円の増額補正をお願いしております。

補正後の額は右から3列目の欄になりますが、7億8,352万9,000円となります。

71ページをお開きください。

(事項) 県産品販路拡大推進事業費の説明欄1のところ、新規事業、県産品応援消費キャンペーン事業2,365万6,000円ですが、説明は別冊の常任会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の11ページをお開きください。

3、県産品応援消費キャンペーン事業でございます。

1の事業の目的・背景であります。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛などにより、県産品の消費低迷と販路拡大機会の減少が続く中、緊急的な代替措置として有効であり、また、収束後においても、成長が期待できるインターネット販売を活用した県産品の応援消費キャンペーンを行うことにより、本県経済の回復につなげるものであります。

(2)の事業の概要であります。予算額は2,365万6,000円をお願いしております。財源は一般財源でございます。

⑤の事業内容であります。みやざき物産館KONNEのインターネットショッピングサイ

トにおきまして、販売価格の最大3割のデジタルクーポン券を発行し、県産品を販売する応援消費キャンペーンを実施することとしております。

デジタルクーポン券につきましては、米印のところにありますように、5,000円以上1万円未満購入の場合に1,500円分のデジタルクーポン券、1万円以上購入の場合に3,000円分のデジタルクーポン券を発行しまして、即日使用可能とすることにしております。

最後に、(3)の事業の効果であります。県産品の消費低迷による経済的打撃を受けました、県内事業者の販路拡大につなげることができると考えております。

オールみやざき営業課の説明は以上であります。

○山下商工政策課長 商工政策でございます。続きまして、議案第2号「令和2年度宮崎一般会計補正予算(第2号)」につきまして御説明いたします。

お手元の冊子、令和2年度4月補正歳出予算説明資料(議案第2号)と書かれた資料を御覧ください。

3ページでございます。

補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますとおり、一般会計3億5,035万円の増額補正をお願いするものであります。

補正後の一般会計の額は、右から3列目の欄にありますとおり、390億3,153万6,000円となります。

ページをめくっていただきまして、5ページをお開きください。

補正の内容であります。 (事項) 地場企業振興対策事業費につきまして、説明欄の新規事業、宮崎県休業要請協力金をお願いするものであり

ます。

事業の詳細につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。

お手元の常任委員会資料、補正予算第2号の3ページをお開きください。

新規事業、宮崎県休業要請協力金でございます。

まず、1の事業の目的・背景ですが、大型連休の期間中、県外からの人の移動を誘引するおそれのある施設や、密閉、密集、密接といった、いわゆる3密につながる施設を対象に、新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づいて行った休業要請を、実効性のあるものとするため、施設を運営する事業者に対し、協力を支給するものであります。

2の事業の概要ですが、予算額は3億5,035万円で、財源は一般財源であります。

事業期間は令和2年度としており、事業の実施主体は県であります。

事業内容ですが、対象事業者は、キャバレーなどの遊興施設や、マージャン店などの遊技施設を県内で運営する事業者のうち、今回の休業要請を受けて、休業を行った事業者としております。支給額は1事業者当たり10万円でありませぬ。

なお、議案第1号で御説明いたしました、宮崎県小規模事業者事業継続給付金の該当者で、この休業要請協力金にも該当する場合は、それぞれが支給されますので、合計で30万円の支給となります。

3の事業の効果といたしましては、休業要請に応じる事業者に対し協力を支給することにより、関係施設の休業を促し、感染症の拡大防止が図れるものと考えております。

次の4ページに新型コロナウイルス感染症に

係る経済対策といたしまして、経済産業省が実施する持続化給付金と、県が実施する議案第1号関係の宮崎県小規模事業者事業継続給付金、議案第2号関係の宮崎県休業要請協力金の概要を記載しておりますので御覧ください。

商工政策課からの説明は以上でございます。

○武田委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案について質疑はありますか。

○田口委員 休業要請協力金について伺います。

今回、協力金を出していただくことは非常にありがたいと思っておりますが、各市町村でも同様の支援に取り組んでいます。新富町が30万円ですか、延岡市はまだ金額は決まっておられませんけれども。今、検討中ということで、幾らか出すということですが、これは市町村の協力金とダブってもらえるのか、一律なのか、それを教えてください。

○山下商工政策課長 市町村がそれぞれ様々な形での支援を出してくると思えますし、もう既に出されている市町村もございませぬけれども、それはそれで支援していただきまして、県といたしましては、この協力金を一律給付することとしております。

○田口委員 ということは、市町村によっては、2つの協力金を頂くことになるんですね。

それと、休業したかどうかは、どこでどのように確認するんですか。

○山下商工政策課長 県から公費を支出する以上、きちんとした会計書類の整備が必要かと思っております。

この休業の確認の書類ですが、ほかの自治体の取組も参考にしているんですけれども、例えば休業を告知するホームページですとか、店頭に掲げ出した休業を告知するポスターの写真を

撮って添付していただきたいと考えております。

○田口委員 最後になりますけれども、今、全国的に問題になってるパチンコ店ですが、休業しないため名前を公表するという話も出てきています。県内のパチンコ店の状況はつかんでいるんですか。

○山下商工政策課長 パチンコ店の事業者としては50社ほどございまして、遊技場組合に加盟しておられます。県内・外の事業者がそれぞれございます。

せんだって、遊技業組合に、この事業の趣旨を説明するとともに、休業のお願いもしたところ、宮崎県の遊技業組合は快く受け入れていただきまして、現在、全てのお店が休業しております。

○田口委員 分かりました。

○前屋敷委員 今に関連して、申請方法のことがありましたけれども、これは各事業者が直接県に必要な書類を付けて申請するんですか。

○山下商工政策課長 おっしゃるとおりでございます。直接郵送なり、持参なりで申し込んでいただくことになります。

○前屋敷委員 この事業は事業として必要な事業だと思えるんですけれども、話はいろいろ周りの方々からお聞きするので。

今後の対策かと思えるんですけれど、普通の飲食店との差といいますか、いろいろな声を寄せられる場面に遭遇するんです。お店を開いても客足は遠のくということで、実質開店休業というような事態が実際あるものですから、その辺もまた引き続き検討が要るかと思えます。

それと、小規模事業者事業継続給付金ということで一律20万円の分です。今の協力金と合わせたら、受けられる金額は30万円になるんですけれども、これは、75%以上減少と非常にハー

ドルが高くて、これはどういったところからこの基準が出てきたんですか。

○山下商工政策課長 まず、国が持続化給付金という制度を創設しておりまして、こちらが、50%以上減収があった中小企業者・事業者に交付することとなっております。

県が行う事業として、考え方がいろいろあるかと思うんですけれども、75%も落ち込んでいるような事業者の場合、本当に生活することも精いっぱいといったような状況がございまして、特に、その減収幅が大きい、喫緊の対応が必要な事業者に対して、国の交付金が出る前に、まづもってそのつなぎの資金として交付しようということで、このような条件としたところがございます。

○前屋敷委員 国の施策のつなぎということで必要なことだと思うのですが、75%減少といったら、それこそ開店休業状態といいますか、売り上げはほとんど上がってこない状況です。そうすると、これに該当するところがどの程度あるのかなと思うんですけれども、いろいろ調査できていないと思うんですが、何を見積もって想定されたのですか。

○山下商工政策課長 県内に事業所が5万者ほどございまして、ほとんどは中小企業でございます。

これの約8割、4万者が小規模事業者でございますので、県内の事業者のほとんどは小規模事業者該当するものでございます。

商工会議所とか、商工会の経営指導員が、金融相談ですとか、経営相談をこの3月、4月に行う中で、75%以上落ち込んだというところが、地域であったり、あるいは業種によって差はございますけれども、これは4月の頭ぐらいの数字でございますが、大体5%~8%くらいでは

ないかと分析されておりまして、4万者の8%で3,200者、少し時間もたっていますので、3,500者と見込んだところでございます。

○前屋敷委員 はい、分かりました。

○山下委員 県産品応援消費キャンペーンについてお伺いしますが、これはみやざき物産館KONNEのことですよね。

以前、口蹄疫が出たときに、あのときはプレミアム商品券で20%だったと思うんです。今回は3割ということだろうと思うんですが、これはどのような取組になるんですか。インターネットなんですか、何かチケットを買いに行くのですか。どういうやり方が教えてください。

○平山オールみやざき営業課長 こちらは、インターネットのショッピングサイト、具体的にはヤフーのショッピングサイトがありまして、そちらのほうにアクセスしていただきますと、商品が掲載されています。

4月23日現在で460件の商品を扱っているということですが、その商品をインターネット上で購入する際に、例えばパソコンとか、スマートフォンの画面上に、デジタルでクーポンが表示されており、そのクーポンを選択した上で、商品の購入に進んでいただきますと、割引かれた価格で購入ができる仕組みとなっております。

○山下委員 先般、宮崎牛のロースが売れ残っているということで、ミヤチク経済連が思い切った価格で出しました。かなり皆さん購買意欲があって、非常に人気があってよかったと思うんですが、今回も農政水産部を中心にお花の販売キャンペーンをやったり、そしてまた新たなチラシが来ていましたけれども、メロンとマンゴー、これをやるということなんですよ。

それなんかも、かなり思い切った値段で出し

てると思うんですが、それとこれとの整合性というのは。例えばこの今年の価格は普通の値段で出して、それを3割引きしますよということですか、そこを教えてください。

○平山オールみやざき営業課長 こちらのほうは、販売価格は、通常と変わらない価格での販売となります。

デジタルクーポン券の分の金額相当分が充当できることになっておりますので、購入される方は、その充当分を差し引いた分を支払い、自分で出すというような形になりまして、そのクーポン券を足した価格で購入というような形になります。

○山下委員 このクーポン券で県外にも送れるわけ。

○平山オールみやざき営業課長 県内、県外問わず、日本国内であれば購入できると考えております。

○山下委員 送れるのかどうか。

○平山オールみやざき営業課長 県内、県外に送れます。

○山下委員 我々もそういう案内が来たら、精いっぱい皆さんに教えようと思っていますから。5月にはメロンやマンゴーのキャンペーンも行われるということですので、その辺との整合性をしっかりもってやっていただくとありがたいと思っています。

次に、宿泊事業者誘客準備支援事業の3億円ですが、これはコロナからの復興に向けた取組だろうと思うんですが、コロナが世界的な規模で流行していますから、この支援事業はインバウンドとか、国内外からの旅行者をいかに呼んで活性化していくかという下支えだろうと思うんです。

なかなか収束が見えない中で、事業者の皆さま

んがどのように取り組むのか。これはいつ頃からの事業開始を計画されていますか。

○高橋観光推進課長 こちらの事業は大きく2つに分かれていて、一つが受入環境をしっかりと整備することを考えております。

これについては、5月中のできるだけ早い時期に支援を開始できるような形で準備を進めていこうと考えております。

もう一つが、国の経済対策を見据えた取組の支援、具体的には宿泊プランの造成の取組で、実際に宿泊プランを使って泊まっていたくのは収束後と考えていますけれども、その前に準備をして、今の段階から宿泊プランをしっかりとつくっていただくための取組を考えます。

これにつきましても、申請の受付を6月中にする形でございます。

○山下委員 はい、わかりました。

○外山委員 関連で1点だけ、同じところですけども。

これはホテル事業者・旅館等に3億円の原資を使って、30万円ずつ、とりあえず支援するんですよね、約1,000施設はあるかな。

○高橋観光推進課長 受け入れ環境整備に対する支援につきまして、現状考えておりますのは、1施設当たり最大30万円を出すという形で考えております。

○外山委員 その関連ですけど、ここに事業が幾つかある中で、全国旅行業者協会宮崎県支部から要望を受けまして、旅館や宿泊業にはこの補助があるけれども、旅行業者には手がないという、その辺はどういう理由で除外されたのか、できれば入れて欲しいという要望です。

同時に小規模事業者への給付金について、規定がそうなんだろうけれども、従業員5名以下、

製造業については20名以下の小規模事業者という規定に限定する、やむを得ないのだろうけれども、範囲がすごく狭くなる。

小規模事業者に限るこの規定はやむを得ないのかな。広げようがないのかな。

○山下商工政策課長 範囲の定め方は、いろいろあるかと思えます。

今回の補正でお願いしておりますのは、一つは、先ほど申しあげました国の持続化給付金のつなぎとして、非常に減収幅が大きくて、経営基盤が小さいところということでお願いしたいと考えております。

○高橋観光推進課長 先ほどの旅行会社の件で、本事業がどういった考え方かにつきましては、まずホテル、旅館は、観光業の集客を担う場所がなければ、泊まることもできませんし、その周辺の飲食店、土産店にもなかなか人が集まらないということがございます。そこでまずは4月補正の中でホテル、旅館をしっかりと支援していこうと、現状は考えております。

一方で、旅行会社につきましても、当然今はなかなか国内の収束が見えていませんが、展開としては恐らく、県内ですまず収束をして、九州、国内、インバウンドという形で展開していくことになるかと考えております。現状でも規定の事業で、旅行会社に関するところでは、例えば大分県との共同で東九州広域観光推進協議会がございまして。

そういった規定事業の中で、旅行会社と連携して、しっかりと観光振興も含めて考えていきます。

○松浦商工観光労働部長 小規模事業者への給付金の関係ですけども、現時点で国の交付金なり、そういったものの動きがわからない状況であります。仮に臨時交付金の枠がある程度示

されたとしても、感染症対策でも相当お金が必要ではないかというようなどころもありまして、財政当局ともいろいろ話をしながら、今、出せるギリギリのラインかなというようなどころの判断でございます。

今後、経済回復なりに持っていかないといけない部分がありますので、そういったところの支援をどうやっていくのかについては、やはりこれからの課題として、十分受けとめておく必要があると思っております。

それから、宿泊の関係につきまして、特にホテル、旅館の影響が非常に大きくて、その人たちに何とか希望というか、道筋を持ってもらわないといけない、まず最初にやっておかないといけないということでもあります。組合の皆さんといろいろお話をする中で、お客さんが来ないという状態はある程度しょうがないと、しかし、次にちゃんと手を打つんだということを示してほしいというところがあって、こういう形にしておりますけれども、これもやはり次の手をどう打っていくかの中で、エージェントも含めて考えていく必要があると思っておりますので、そういったところは一緒に考えながら、進めていければと考えております。

○西村委員 今、お話があったとおり、ホテル関係では宴会等もなくなり非常に苦しんでいる、そして宴会を伴わない宿泊に特化したビジネスホテルとか、それぞれに状況があると思います。

今の説明を受けると、このア、イの事業、それぞれ、今後の希望のためにという話がありましたが、今日食べていくのもつらい状況の企業は30万円で生き延びれるのか。もちろんほかのメニューもありますから、これだけじゃないんですけれども。

ただ私が思うのは、アの事業のインターネッ

ト予約体制とか、Wi-Fi環境整備というのは、今までの既存事業で相当やってきて、私もそのたびに、宮崎県の観光は遅れているんじゃないかと、4年前にも私が委員会でさんざん言ったんですけれども、今だに整備されてないところが、この苦しい状況で30万円もらったから、やれるのかなという疑問もあるものですから。

これは渡し切って、向こうが自分の経営にあつたところにあわせて使ってくださいよという、渡し切りみたいなイメージなんですか。それともその何分の1か補填するという意味なんですか。

○高橋観光推進課長 こちらの事業ですが、受入環境整備に対する支援は、当然、事業計画を申請していただきまして、それに対して補助する形でございます。

通常の支払いですと、精算払いといいますか、実際の整備が終わった後に補助するのが原則になっておりますけれども、今回の事業では、受入環境整備だけでなく、将来を見据えた取組につきましても、概算払いで、つまり、先にお金を最大30万円出ささせていただいた後で、整備していただく形で考えております。

○西村委員 ここには、ある程度収まってきて、再開のめどがつきそうなときにスタートダッシュが切れるようにということで、すぐにというイメージじゃなかったの。想定したくないけれども、倒産だったり、休業だったりする事業者もいるかもしれない苦しい中で、何とか補助していくのであれば、支援事業よりも、どちらかといったら給付金的な扱いで出したほうが、私はいいのかなと思ったんですが、そういう検討は、課内、局内でされなかったんですか。

○高橋観光推進課長 いろんな支援の方法があると考えております。その一つとして給付金と

いう話もあるかと思うんですけれども、国の対策として、例えば持続化給付金ですとか、先ほど商工政策課から説明された小規模事業所を対象にした給付金もある中で、旅館とホテルだけに特化するということも考えたGoToキャンペーンが国のほうで想定されております。

そういったときに、単なる赤字を埋めるだけではなくて、新しい需要喚起といいますか、未来を見据えた、ちゃんと様子を見ていただけるような取組が、一番望ましいんじゃないかという形で、今回、受入環境整備と国の経済対策見据えた取組という2本柱として、下支えに当てているところでございます。

○松浦商工観光労働部長 本当に困ってる事業者に対してどういう支援をしていくのかということの検討としましては、まず国が、中小企業であれば200万円、個人事業者であれば100万円という給付金事業をやりますよということを最初に示しました。

ただこれが、インターネットでの申請が原則になっていますので、少しタイムラグが出てくる可能性があります。特に小規模事業者の方々が、すぐに対応できるかということになると、なかなか難しかりょうという場面も想定されます。そうするとまず必要な、金額的にはそんなに多額ではありませんが、20万円を当座をしのいでくださいというのが、小規模事業者の給付金で、国の給付金と県の小規模事業者の給付金という形を一応考えております。

その上で、観光については、旅館、宿泊関係で、これからどういう展開ができるんだろうかという道筋を今の段階で欲しいというところがありまして、金額的にどうなのかという意見はありますが、この段階で踏み出しをしようと、今後、次の対策として何を考えるのかというこ

とを、走りながら考えて、道筋をつくっていきこうという考え方でございます。

○外山委員 ということは、ざっくり言えば、小規模事業者には、10万円と20万円の制度ができました。

ところが、旅館業、ホテル業は小規模事業に該当しないので、これに見合う30万円を給付するんだけど、名目上、こういうWi-Fiを店につけるとか、設備費用となるのかな。

もう一点、観光協会に3億円の委託をして、その中で約1,000者に30万円ずつ配布するわけだから、名目上では、悪いこととは言っていないよ。そういうことよね。

○松浦商工観光労働部長 この小規模事業者の給付金については、大きな旅館、ホテルは当然該当いたしませんけれども、小さい家族経営的なところは、かなりの数が該当いたしますので、そういった意味での給付は、別途あります。

ですので、どちらかといえば、観光については、次に向けた仕込み、そういう意味合いの事業だと御理解いただければと思います。

○西村委員 私も言ってしまった、非常に給付金に近いけれども、これは赤字を補填するんじゃないかと、しっかりと次の対策のために生かすことが条件ですと。その条件については、先払いをするけれども、こういうものを購入したとか、こういう設備投資をしたということは後々に、しっかりと報告をしてください、ということが建前であるということですね。「悪いことじゃない」と呼ぶ者あり)

悪いことじゃないけど、目的別給付金みたいなほうがすっきりしてよかったのかなというのと、さっきの話で、そもそもこれまでも、このWi-Fiしかり、ほかの地域に負けない競争力アップとか、そういうのを観光業界には、毎

年のように予算を捻出してきて、投資してきたわけですね。こういうコロナのことは、予想がなかったわけなんですけど、それなのに、今まで設備投資を怠ったりとか、後回しにしてきたところに、こういう支援をするから、じゃあつくれ、やれといっても、今までやってこなかったところに、果たして、この30万円が来たからといって、はい、はい、Wi-Fiつけますとか、はい、何かしますということが可能なのかなあというところが、ちょっとあったもんですから、先ほどの質問をさせてもらったところでした。

○丸山観光経済交流局長 西村委員がおっしゃったとおり、こういった、国の経済対策に絡めた事業を何度かやってきております。

今回の一番のポイントは、部長が申し上げましたとおり、事業者の皆さんの将来に向けての不安が非常に大きい、その道筋が見えないというようなことが根底にございます。

今もお話にありましたが、Wi-Fiの関係とか、いろいろ設備導入のための補助をしてまいりましたけれども、今までは、2分の1とか3分の2とか、原則自己負担というのが、基本でございまして、やはりその負担について、それぞれの事業者、小規模になればなるほど、負担があるなら自分たちはいいやというところが、実際ございます。

それでなかなか進んでないというところもございますけれども、今回、私どもとして、ぜひ前に進めたいのは、GoToキャンペーンという非常に巨大なキャンペーンが準備されております。

そこに向けて、皆さん同じようにスタートを切っていただきたい、そういう思いでございまして、今回のこの大きなチャンスが来るときに、ネット環境とか、選ばれる宿としての安全対策

を、少なくともそこは整えておきましょうよということで、30万円を限度に、10分の10でお出しするというようにしております。

県の観光協会と、市町村観光協会も含めて、それぞれの地域で、旅行業の皆さん、旅館業の皆さんと十分すり合わせをしながら、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

○日高委員 私も何点か質問させていただきたいんですが、今ごろになってですけれども、最初の入り口の段階の話でお伺いします。

先ほど、前屋敷委員から75%の話が出ました。

これは、国の持続化給付金のつなぎ資金だと先ほど説明していただきましたけれども、一般の人たちから考えると、国が50%以上を認めてくれると言ってるのに、なぜ県は75%までしか認めないのか、それ以上なのかと。この差を一般県民にどのように説明をすれば——私たちは何件もそういう話を聞かれます。何で75%という話をまず聞きたい。それと、先ほど説明がありました給付金の場合も3,500者が対象だと、それから2号議案の協力金も対象は3,500者です。

2号議案の協力金については業種を指定しているのですが、調べれば対象者の数字はだいたい出てくるわけですが、1号議案の給付金の20万円の3,500者は、どうやって積算されたのか。

それとお伺いしたいのは、例えば市町村によって、感染者が発生した地域と、そうでない地域では温度差があることも事実です。例えば宮崎市では、飲食業とか、居酒屋でもそうですが、売上げが大分落ち込んでいるところもあります。

ただ、感染が発生していない地域で見ると、落ち込んではいけるけれども、5割～6割ぐらいで、7割も落ち込むということは、そこまでやったらもう店を開けないですよという話です。

ですから、もう少し、5割ぐらいまで広げてもらわないと、対象者がほとんどいない地域も出てくると思うんです。

まず最初に、給付金の3,500者の積算根拠を教えてください。

○山下商工政策課長 まず75%の件でございますけれども、国が50%というラインを設けております。

私ども県といたしましても、できるだけ多くの事業者に交付できれば、それはそれで一番いいんですけれども、やはり防疫対策もやりながらということで、限られた予算の中でより効果的にやるためには、もうちょっと減収幅を絞らないと、きちんと行き渡らないというような議論もありまして、先ほど、委員もおっしゃいましたように、75%の減ともなると、なかなか生活していくのにも大変な状況にあるということで、私たちは、事業を継続していただきたいという趣旨で、こういった非常に落ち込みの激しいところに、給付金を交付しようというような趣旨で75%という設定ラインを設けました。

それから、3,500者の根拠でございます。休業要請協力金の3500者と、事業継続給付金の3,500者と一致しておりますが、これは偶然一致したものでございまして、給付金のほうの3,500者は、商工会の経営指導員による各地区での経営指導の相談の中で、大体、40,000者ある小規模事業者の中で5%~8%ぐらいが、75%ぐらいの落ち込みであろうというような分析がございまして、40,000者の8%で3,200者、少し増えてきていると予想して3,500者と設定したところでございます。

それから休業要請協力金の3,500者でございますが、これは対象業種が決まっていますので、営業許可申請書ですとか、県警の調べでありま

すとか、あるいは関連する業界の組合、こういったものを調べた結果として、対象施設が3,500者程度というところで、このような積算になったところでございます。

○日高委員 協力金の3,500者については、今言われたように、ある程度目星はつけられると思うんですが、小規模事業者への給付金の場合は、小規模ということで業種をかけてないということです。例えば居酒屋とかに結構、理美容も、相当減ってるわけです。それと、代行業者とか、そういうのも名前が一切出てこないけれども、そういう人たちも、小規模事業者の中には入れるということですね。

そうすると、ある程度この給付金の中の3,500者の中には、4ページの左側に載っている休業協力でスナックとかいろいろ出てきますけれども、こういった業種以外の、例えば理美容とか、そういうのもある程度は計算されながら、こういう数字を持ってこられているということですね。

はい、分かりました。

それでは、この75%というのは、これは各県によって、当然財政力が違うからいろいろあると思うんですが、例えば47都道府県、全部は分からないと思いますが、こういう数字というのは、県としては他県と比べた場合にどうなのかというのを教えていただけますか。

○山下商工政策課長 今回、休業要請の協力金と事業を継続するための給付金という形で、2つの給付金を出させていただいておりますが、今のところ傾向といたしまして、こういった休業に対する協力金と事業継続のための支援金と給付金という2つのやり方を、九州各県でいいますと、それぞれの考え方で出されております。

ちなみに福岡県の場合は、休業要請に対する

協力金は設定しておりませんで、事業継続のための支援金といたしましては、国が50%以上なので、福岡県としては売り上げが30%から50%のところ、要するに国の対象に当たらない、だけれども落ち込みがあるところ、こういったところに給付するというような考えがございます。

それから、熊本県についても同様で、国の当たらないところに当てるという考え方でやっています。

それから、沖縄県につきましては、休業要請の対象でないところに10万円を給付するという考え方でございまして、鹿児島県と大分県と長崎県と佐賀県については、こういった給付金といったものは想定されてないようでございますが、休業に対する協力金は想定されておるところでございます。

それぞれ県の事情によって考え方といたしますか、そういった特殊なところでやっているところでございますが、本県としては、先ほど申しましたように、特に落ち込みの大きいところを支援していこうという考えでやっているところでございます。

○日高委員 続けてですが、いろんな形で支援していただいて、今回こういった形でしっかりと表に出していただいたので、一般のそういう業種の皆様は、やっとしてくれたということで気持ち的には本当に喜んでおります。本当にありがたいと思っております。

ただ、休業補償の関係も入口のところで大変申し訳ないのですが、居酒屋が結局入らなかった点について、居酒屋からは相当言われます。結局居酒屋は、地域のコミュニケーションの場所でもあるし、私たちもそうですけれども、夜一杯やりながら、いろんなことを話し合っ、いろんな事業を展開していくとか、私たちもそ

うです。居酒屋は仕事の上でも非常に重要な社交の場だと思います。

なおかつそこには原材料を仕入れなくちゃいけないという、非常にせっぱ詰ったところがあるわけで、居酒屋からすると、スナックは乾き物で済むけれども、自分たちは生ものから仕入れなくてはいけないのに、それで客が2人か3人しか来なかったらもうどうにもならない。

そういう状況があるからやっぱりせめて50%だろうというものもあるし、このスナックの中に、どうして居酒屋が入ってこないのかという、一番入り口の部分で、そういう疑問を持たれているところがあります。こういうところは昨日の市町村長の対策会議でもいろいろあったと思いますので、できたらもう一回そのところ整理してもらおうといいかなと思っています。

○山下商工政策課長 今回の休業要請を受けまして、私どもが休業協力金を一部発表させていただいてる中で、なぜ居酒屋は入れないのかという問い合わせの電話もたくさんいただいております。

今回の休業要請は、趣旨としては、ゴールデンウィーク期間中に県外から人の流入を防止することが目的でございますが、対面での顧客対応を行うような、いわゆる接客を伴う施設として、キャバレーとかスナックとかが出されておりますが、こういった施設や、密閉、密集、密接という、いわゆる3密となる施設での感染リスクの高い施設を対象としております。

居酒屋のほかにレストランといった飲食店も対象施設ではないということで、防疫の観点からこういったような決め方がなされたということでございます。

○松浦商工観光労働部長 もともと非常に影響を受けている事業者の皆さんがたくさん出てき

ていることに対して、どういう形で支えていくのかというところで、我々としても随分悩んでおりました。

そういう中で、まず国が、持続化のための給付金を出しますよということをやりました。その中で、宮崎県の状況としては、特に市中感染のような状況までは至っていないということがありまして、全て県外から持ち込まれているという状況はあったんですけども、その段階だと、休業要請というところまでの必要性というのは、そんなに高くないという想定で、ではどういう支え方があるのかと検討していく中で、この小規模事業者については、国の給付金を待てないという状態の事業者がたくさんいると、ここが、今日、明日の日銭を何とかしなきゃいけないという状況があるので、これは急いで少額であるがなんとか下支えしようと検討しておりました。

そういう中で、先週ぐらいから国の緊急事態宣言が出されて以降、九州各県とも、県をまたいだ往来を止めるために、休業要請をするというのがばたばたと進んでくる中で、そうすると、特にパチンコ店とかは非常に危ないんじゃないかと、本県だけやらないということになると、感染予防ということであるという難しい、厳しい局面が出てくるということがあったので、休業要請をしなければならないという状況に至ってしまった。

その中でも、休業要請をすれば、やっぱり最小限度にとめるべきだという判断の中で、そういう業種選定をしたということで、そういう経過の中で今に至った結果として、委員おっしゃったように、扱いが違うんじゃないかというような状況が生まれていると認識しております。

それぞれ厳しい状況に置かれているのは、我々としても十分認識ししなければならないと思っておりますので、これは休業要請とは違う次元のお話として、どのような下支えをしていくのか、そういうところの検討は引き続きやらなければならない。

それが給付という形でいけるかどうか分かりませんが、そういう受けとめをしながら、次の対策を考えていく必要があると理解、認識をしております。

○日高委員 予想もしないところで、突発的にこういう90億円も補正予算を組んでいただいて、本当に県も予算繰りで大変だと思います。その状況はよくわかります。

ただ、今おっしゃったようなことが、例えば新聞紙上で見ると、これは一般県民にはなかなか理解できないです。私たちは、あなたたちから直接聞きますから、その点は分からないよ、こうなんですよ、こうなんですよと言えるんですけども、一般の人たちには、なかなかそこが理解できないところがあると思います。

ですから、皆さん、これだけ頑張っているのに、なかなか伝わってこないところがあるので、もう少しくまぐ啓発の方法をしっかりと頑張っていて、スピード感を持ってぜひやっていただきたいと思います。

最後にしますけれども、せんだつても、九州知事会があったということでその内容をよく存じてないんですが、ゴールデンウィーク期間、沖縄に6万人来るとか来ないとかそういう話でわあわあなっています。さっき言っておられたように、感染経路の不明者が宮崎にはいないということで、宮崎ってやっぱりすごいなと個人的に思うんですけど、宮崎についても、そういった期間に県外から人が集まってこないか、

一般の人たちはそれを心配してるわけです。

その点については、例えば九州知事会のほうではどういう取り決めがなされたのか。そして宮崎県としては、今まで、知事が言われたように、自粛してください、そのぐらいの程度で収めるのか、観光での県境への流入については別の方策を練る考えがあるのか、その2点だけで終わります。

○高橋観光推進課長 移動自粛につきましては、特に不要不急の移動と、県外の皆さんにつきましては、観光目的の旅行ですとか、そういったものについては控えていただくよう、周知をさせていただいています。

特に今回ゴールデンウィークということで、パチンコ店の話がございましたが、それだけではなく、ほかの施設についても、例えば県外ナンバーがとまっていたとか、そういった声もちらほら地元から聞こえているところでございます。

そういったところについても、県外をまたぐような移動が発生しないように、しっかりと関係部局と調整しながら、対応していきたいと考えております。

○松浦商工観光労働部長 今、申し上げたようなところをベースにしておりますけれども、九州知事会としてもコメントを発表しております、ゴールデンウィーク中の県をまたぐような移動はやめてくださいという要請を、改めて発出されております。

特に、県内の宿泊施設の状況でいいますと、新たな予約は受け付けないような形をとっていただいているところが、ほとんどだと御理解いただければと思います。

そういうホテル、旅館等の自主的な取組は既に入っております、やっぱり感染が自分のと

ころから出てしまうと、もっと厳しい状況に置かれるという危機感からいただいているというような状況でありますので、そういうところでの宿泊については、かなり抑えられているのかなと思っております。

それから、日帰りでのドライブとかは結構あるのかなと思っておりまして、そこあたりの対策も、例えば道の駅をクローズしていただくとか、そういう動きも今出てきておりますので、そういったことを総合的にやりながら、そして、アナウンスしながら、自粛してくださいというようお願いをしていくことが必要であると思っております。

そういうような対策をしっかりと打っていきたいと思っております。

○日高委員 頑張ってください。

○前屋敷委員 関連で、これから県外からの宿泊予約などはほとんどないだろうという話でしたけれども、これまでの予約について、ホテル側から断ることが可能なかどうか。宮崎はゴルフの人气が大変高いんですけど、昨日も私の事務所に、ゴルフのお客さんとか、県外から多くの方々が来ているようなので、ここにも一定の規制などをかけないといけないのではないかと、御意見なども受けている状況です。

だから、県民の皆さんは本当に、特に宮崎は県外からの感染ルートだけでとどまっているということがあり、大変心配しておられるということもあって、その辺のホテル側の対応とかあたりも、県から意見が言えるか、話ができるか、その辺が分かりませんが、そういうところにも目配せがいるのかなと。

それと、もう一点は、空港での対応で、観光客はほとんどいないということですが、県外からの乗り入れ、飛行機で到着された方に対して、

検温などの最低限のそういう対策がされているのかというのいろいろ御質問とか受けたりしているんです。

ですから、所管は違うかもしれないんですけども、最低限のところはやはり気をつけていただく必要があるのかなと思っているところで。

観光目的、仕事あたりの諸条件で、来ざるを得ない方も確かにいらっしゃると思うんですけども、その辺のところはどんなですか。

○丸山観光経済交流局長 御心配の点は、私も含めて皆さん認識を持っているところです。やはり今、宿泊業施設、事業者の皆さんは非常に危機感を持っておりまして、自主的に様々な取組をされています。

SNSを使った様々な注意喚起の文書とか、いろいろやっているんですけども、自分たちで感染症対策をお客さんにお見せするものを作ったりとか、チェックリストをしたりとか、いろいろ取り組んでいらっしゃいます。

今こういう自粛の大きな動きの中で、先日お伺いしたところ、今度のゴールデンウィークは1割行くかなというようなお話ぐらいまで減少していると。その中でも1割来られるお客さん、中にはビジネスの方も相当いらっしゃると思います。

そういった方に、丁寧にこの感染防止対策を徹底していこうということで、ホテルの皆さん、一生懸命に努力されているという状況でございます。

あと、空港の関係ですけれども、空港のほうは、現在、総合交通課に確認したところ、現状ではホテルと同じようにチラシをつくって、宮崎空港にお見えになった方には、こういうことをお気をつけくださいと、航空各社の方が降り

られたへ配布されているということございます。

また、検温についても、今、検討されているというふうに聞いておりますので、その辺がまた明らかにされるんじゃないかなと思います。

○前屋敷委員 ありがとうございます。やはり、お互いの協力関係も必要になってくるので、一方的なことだけでは実現しないと思います。その辺は丁寧な形で協力を要請してください。

次に、融資関係で伺いたいと思います。

今、コロナ対策に係るセーフティーネットという形で、貸付けが広く行われていると思うんですけども、現段階でどの程度の融資を受け付けているかが分かれば、教えてください。

○長倉経営金融支援室長 3月に創設いたしました新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付での融資実績でございますが、3月13日から取り扱いを開始しまして、3月中に融資実行のあったものが、件数で42件、金額にしまして4億8,700万円余となっております。

○前屋敷委員 4月はまだまとめてはいないですね。

○長倉経営金融支援室長 4月の融資実行までは、まだ月末で締めておりませんので分かりませんが、信用保証協会の保証承諾の実績としまして、3月13日から4月17日までの実績が出ておりますけれども、その保証承諾の実績としまして、件数が366件、金額にしまして、44億4,800万円余となっております。

○前屋敷委員 ありがとうございます。かなり融資枠も広げられていますし、基準も緩和されて受けられている件数も多いかと思いますが、なかなか受けられないという相談なども寄せられています。どこの事業所も経済状態が大変な中に、今度のコロナの問題が重なって、既に銀行から借り入れしている分を毎月支払いながら、

新たな今度の借り入れることとなりますが、先月分の支払いが滞っているため、貸し付けできないと断れている方もいらっしゃると思います。今のこの大変苦しい資金繰りの中、融資の申込みに行かれたのだと思います。既にかかなりの件数の融資が行われていると思うのですが、もう一件も取り残さないで事業を継続させていくことなどを基本に据えながら、銀行にもそういう形で県からも要請していらっしゃると思うんですけど、県民の大変な状況に寄り添った形で、一人でも多くを救い上げるという形で、条件の緩和も含めて徹底してほしいことを伝えておきたいと思いますので、県でも実情をつかんでいただき、支援していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○長倉経営金融支援室長 コロナ感染症の影響は甚大でありまして、事業者がかなり傷んでいるというところは、当然金融機関においても、信用保証協会においても、十分分かった上で寄り添いつつ、融資の手続をしていただいているものと考えております。

金融庁から、今回コロナ関係の融資につきましては、迅速かつ柔軟な対応ということで、伝達もされておりますし、県でも金融機関との意見交換の中でお願いしているところであります。

ただ、一方で、こういう御時世に乗かって融資詐欺とか、そういう反社会的勢力の関与を排除しないといけませんので、一定の審査はやはり必要であるというジレンマというか、早く出してあげたいけれども、そこの審査はきちんとしないといけない部分もあって、金融機関さんのほうで頑張っているところなんです。

休日も、今度のゴールデンウィークも窓口を開けてという対応されるとお聞きしております。金融機関と保証協会と連携をとっていただいて、

迅速に、必要な方に融資がおりるような形で、御協力を引き続きお願いしていきたいと考えております。

○前屋敷委員 当然必要な審査はあるわけですので、それを十分行いながら、期待に応えられるような対応を求めておきたいと思えます。

○外山委員 同じく中小企業金融対策費の件ですけれども、国が保証料及び借り入れ当初の3年間、返済猶予据置期間の利息を補填するから、金利がゼロになるわけで、4年目から返済が始まったら、事業者は必ず負担するわけです。

たまに金利ゼロとかあるけれども、実際ゼロじゃないんだ、誰が言い出すのかね。

利息を1年なり、3年なり、市町村あるいは国、県が補填するからゼロであるのであって、借りた側が、そもそも融資で金利ゼロはあり得ないという理解でいいんですか。

これも同じことで、3年間の返済猶予、据置期間があったとして、その間の金利は発生しない。しかし、4年目から返済が始まったときには、当然金利はのっかってくるという理解でいいですか。

○長倉経営金融支援室長 報道等では、無利子、無担保融資ということで大きくうたわれていますので、少しミスリードの部分もあります。そのところはきちんと説明していこうと思っております。今回の国の統一要件でできる対応支援につきましても、これは10年以内で、据え置き5年以内の融資期間の融資になります。

据置期間中でありましても、金利は発生して利息は生じますけれども、3年間は利子が補給されるということで、本県では、キャッシュバック方式を考えておりまして、一旦事業者さんは金利を負担して払って、3年間は国の補助で利

子がバックされるという形になっておりますので、そこは誤解のないように、きちんと説明をしていかなければ(「みんな誤解するよね」と呼ぶ者あり)ならないと考えております。

○坂本副委員長 簡潔にお聞きします。まず休業要請につきまして、今、5月6日までのゴールデンウィーク期間中、他県からの流入を防止することを目的として休業要請が行われたわけですけれども、5月7日以降については、例えば、特に、九州の他県が休業要請を解かなかつた場合は、当然、宮崎も延長する可能性があると考えていいのでしょうか。

○松浦商工観光労働部長 そこが我々としても、非常に悩ましいところなんです、申し訳ございません、その所管が福祉保健部になるものですから、そちらのほうでも、今どうなるんだろうかというところでの悩みを持ちつつ、検討というか、そういったことをやっている状態でございます。

今いただきましたお話につきましては、福祉保健部にもつなぎたいと思っております。

○坂本副委員長 続けて、給付金、協力金について、まずこの協力金の受付窓口はどちらになるのでしょうか。

○山下商工政策課長 休業要請協力金につきましては、県が直接で、給付金は県内各地区の商工会議所、商工会で行います。

○坂本副委員長 国の持続化給付金のほうが、これは手続、審査に関しても、これからになりますけれども、かなり簡単な方法で審査を行うという方向になりそうだという話を聞いているんです。

ぜひ、県の対策についても、いろいろ条件ありますけれども、できるだけ希望される方が、短時間で審査を受けてお金をもらえるようにサ

ポートしていただければと思っております。

それから、最後にもう一つ、県産品のキャンペーン事業です。これはKONNEのインターネットショップを使うことになってますけれども、この対象者は物産館の会員さんということでしょうか。

○平山オールみやざき営業課長 今回の応援消費キャンペーンでは、非会員の方からも、このインターネットサイトへの掲載を募集することとしておりますので、非会員の方でもこのキャンペーンで商品を出すことは可能となっております。

○坂本副委員長 ありがとうございます。

○田口委員 先ほどパチンコ店の件でお聞きしましたが、県の遊技業組合に入っているところは全て休んでるということでした。入っていない業者もあるんですか。

○山下商工政策課長 50社組合に入ってます。これは県内の業者は全て入っております。県外の会社もそうですけれども、全て入っておりません。

○田口委員 ということは県内の今パチンコ店は、1軒も営業していないということでしょうか。

○山下商工政策課長 25日から休業要請が始まって、遊技業組合の方にお伺いしたところ、1店舗だけ営業していたところが最初あって、改めて要請して、現在は営業していないと伺っております。

○田口委員 わかりました。

○武田委員長 ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 なければ、その他で第1班に関する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、以上をもって第1班の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

午後2時23分休憩

午後2時25分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、第2班の幹部職員の紹介をお願いいたします。

○松浦商工観光労働部長 メンバーが替わりましたので、改めて新たな幹部職員につきまして、御紹介させていただきます。

まず、企業振興課長の串間俊也でございます。

食品・メディカル産業推進室長の日高一興でございます。

雇用労働政策課長の兒玉洋一でございます。

企業立地課長の大衛正直でございます。

それから今日は、出席しておりませんけれども、出先機関の長といたしまして、工業技術センター所長の藤山雅彦、食品開発センター所長の山田和史、県立産業技術専門校校長の矢野雅博がおります。あわせてよろしくお願ひいたします。

第2班につきまして、補正予算にかかる事業が1件ございますけれども、その内容につきましては、担当課長から説明させていただきます。

私からは以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○兒玉雇用労働政策課長 それでは雇用労働政策課の補正予算について御説明いたします。

お手元の令和2年度4月補正歳出予算説明資料の雇用労働政策課のインデックスのところ、61ページをお開きください。

今回の補正は、1,288万6,000円の増額補正をお願いしておりまして、補正後の額は右から3

番目の欄にありますように、13億5,050万7,000円となります。

63ページをお開きください。

(事項) 地域雇用対策推進費の説明欄1のところ、新規事業、WEBを活用した就職・採用活動支援事業、1,288万6,000円ですが、別冊の常任委員会資料、補正予算(第1号)で御説明いたします。

常任委員会資料の13ページをお開きください。

まず1の事業の目的・背景であります。新型コロナウイルス感染症の影響により、県が行うふるさと就職説明会を初めとした、様々な就職説明会が中止されるなど、県内企業の採用活動や新規学卒者の就職活動に支障が出ていることから、WEBを活用した合同企業説明会を開催することで、県内就職希望者の就職及び県内企業の採用活動を支援するものでございます。

次に、2の事業の概要であります。予算額は1,288万6,000円で、財源は一般財源であります。

(5)の事業内容についてであります。WEB上で県内企業の企業情報や採用情報を配信する企業説明会を開催し、県内就職希望者と県内企業とのマッチングを支援するとともに、その効果を高めるため、就職希望者や参加企業に対して、WEB上で事前セミナーを開催するほか、WEBを活用した効果的な採用手法に関する企業からの個別相談に対応することとしております。

3の事業効果といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により停滞している県内就職希望者の就職活動及び県内企業の採用活動を支援することで、県内就職の促進につながるものと考えております。

雇用労働政策課からの説明は、以上でございます。

ます。

○武田委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○西村委員 就職関係とか、雇い止めとかの話をよく聞く中で、今、県内の直近の有効求人の流れとか、学生たちのリクルート状況を教えてもらえませんか。

○兒玉雇用労働政策課長 まず、本日、令和2年3月の有効求人倍率が発表されたところでございまして、それによりますと、県内は1.28倍となっております。前月比でいきますと0.02ポイント下がっております。前年同月比で行きますと、0.19ポイント下がっているところでございます。

今のところ雇用情勢は、急激な変動はないところでございますが、非常事態宣言が全国に拡大されたこと等により、4月以降は急激に情勢が悪化しているのではないかと感じておまして、飲食サービス業を初め、非正規雇用労働者を中心として、雇用環境が非常に厳しいものと認識してるところでございまして。

それと、現在の就職活動の状況でございまして、やはりコロナの発生に伴いまして、県内で3月に予定しておりましたふるさと就職説明会も、東京、福岡を初め、中止になっておまして、県内の企業の採用活動がうまくいっていないという状況にありまして、そのため今回このようなWEBを活用したものであるということで、上程させていただいているところでございます。

○西村委員 直近のデータありがとうございます。

全国放送で、4月入社予定だった方が急遽駄目になって、地域によっては市役所とかが臨時で雇うというニュースを見たものですから、そのことだったんですけれども、県内ではそうい

う動きは特段ないんですか。

○兒玉雇用労働政策課長 県内の状況でございますけれども、採用日の繰り下げというようなことは出ているようでございまして、3事業所、人数にして5名というような形で出ております。

ただ、内定取消しとか、そういうことについてはまだ出ていない状況でございまして。

○西村委員 わかりました。ありがとうございます。

○山下委員 今回の雇用労働政策課の件なんですが、非常にいい新規事業だと思って、説明を聞いたところなんです。今回のことで都会がいかにか危ないかということ、いずれこういう時代が来るだろうなと思ってたんですが、この機会に故郷のことを、しっかりと安全だよと、そういうことも訴えながら取り組んでいただくとありがたいです。今日の宮日新聞にも載っていましたが、都城市が市内の建設業協会とお互いに連携をとって、いわゆる県外から技術者をUIJターンの方向で一緒に取り組んだと、そのことが出ておりました。これも大事なことですから、これを機会に前向きに人手を確保できる、そこ辺をしっかりと取り組んでいただくとありがたいと思うんですが、これは市町村との連携は考えてないの。

○兒玉雇用労働政策課長 このWEBの事業では、直接市町村と連携することは余り想定はしていないんですが、例えば県内で行う通常の就職説明会では、開催地に大変お世話になっておまして、そういった点については、引き続き連携を図ってまいりたいと思っています。

今、委員がおっしゃったように、宮崎は安全であるということで、これからも県外からのUIJターン等、そういった呼び込みができるように、コロナの影響もありますけれども、可能

な限り事業等をやっていきたいと思っております。

○山下委員 はい、よろしくお願ひします。

○前屋敷委員 コロナの問題での雇用の関係ですけれども、全国のいろんなニュースを聞きますと、県内ではこれまで、農福連携とか農業と連帯した形で、いろいろ雇用のことに取り組まれてきたんですけど、今、コロナで休業せざるを得なくなった事業所が農家の手伝いというか、農家の作業をやるということが、テレビのニュースなどでたくさん聞くようになっているんです。今、県内でも各自治体が臨時雇用という形で数百人規模だとか、規模はそれぞれですけれども、生活を支えるという点で臨時的に雇用する動きが見られるんですけども、県としてはそういう考えとか計画はないのでしょうか。

○兒玉雇用労働政策課長 農福連携の関係について詳しいことは、私も存じていないところでございますけれども、例えばテレビでも紹介されておりましたけれども、北海道では、海外からの研修生がコロナの関係で来られず、人手が足りなくなっているとか、そういったような話は聞いたところでございます。

それと、先ほど委員が言われました自治体のほうで、人を雇っていくという話についてですけれども、県内でも、日南市でありますとか、延岡市、小林市、そういったところで、新型コロナウイルスの影響で離職した人あるいは収入が減少した方を、会計年度任用職員として採用するという方向性が打ち出されているのは、承知しているところでございます。

そういった会計年度任用職員として雇用する場合には、離職者に給付される雇用保険が受給できなくなったりとか、あるいは減額されるケースもあると聞いておりますので、実際に、県

で採用を担当する総務部とも話をしまして、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○前屋敷委員 よろしくお願ひします。

○武田委員長 それでは、これ以外に、第2班に関する事で何かないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、以上をもって、商工観光労働部を終わります。執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時38分休憩

午後4時3分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきまして、賛否を含め、御意見を願ひいたします。

暫時休憩いたします。

午後4時3分休憩

午後4時3分再開

○武田委員長 委員会再開いたします。

それでは、採決を行います。

一括して採決いたします。

議案第1号及び第2号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 御異議なしと認めます。よって第1号議案及び第2号につきましては、原案のとおり可決いたしました。

次に委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目及び内容について御意見を願ひいたします。

暫時休憩いたします。

午後4時4分休憩

午後4時4分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それではそのようにいたします。

次に、4月17日に行いました委員長会議の内容について御報告いたします。

委員長会議において、お手元に配付の委員長会議確認事項のとおり、委員会運営にあたっての留意事項等を確認いたしました。

時間の都合もありますので、主な事項についてのみ御説明いたします。

まず、1ページをお開きください。

(5)の閉会中の常任委員会についてであります。定例会と定例会の間に原則として1回以上開催し、また必要がある場合には適宜、委員会を開催するという内容であります。

次に、2ページをお開きください。

(7)の執行部への資料要求につきましては、委員から要求があった場合、委員長が委員会に諮った後、委員長から要求するという内容です。

(8)の常任委員長報告の修正申入れ及び署名についてであります。

本会議で報告する委員長報告について、委員会でその内容を委員長一任と決定した場合、各委員が修正等の申入れを行う場合には、委員長へ直接行うこと、報告の署名は、委員長ののみが行うこととするものであります。

(9)のマスコミ取材につきましては、取材は、原則として採決等委員協議を含めて、記者席で行わせるという内容でありまして、委員会は採決等も含め原則公開となっております。

次に、3ページをお開きください。

(12)の調査等につきましては、ア、県内調査、イ、県外調査、ウ、国等への陳情と分かれております。

アの県内調査についてであります。4点ございます。

1点目は、県民との意見交換を活発に行うため、常任委員会の県内調査において、県民との意見交換を積極的に行うというものです。

2点目は、調査中の陳情、要望等については、委員会は内部審査機関であり、対外的な権限を持つものではないため、後日、回答する等の約束はしないというものであります。

3点目は、委員会による調査でありますので、単独行動による発着は、できる限り避けるというものであります。

4点目ではありますが、調査先は、原則として県内の状況把握を目的に選定されるものですが、県内での調査先の選定が困難であり、かつ、県政の重要課題に関して特に必要がある場合には、日程及び予算の範囲内で隣県を調査できるというものであります。

4ページをお開きください。

(15)の委員会室におけるパソコン等の使用についてですが、詳細は10ページにありますので、後ほど御確認ください。

その他の事項につきましても、目を通していただきたいと思っております。

皆様には確認事項等に基づき、委員会の運営が円滑に進むよう御協力をお願いいたします。

確認事項については何か御意見がありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 次に、委員会調査など、活動計画案については、お手元の資料のとおりであり

ます。

活動計画案にありますとおり、委員長会議において、当初5月に計画をされておりました県内調査を7月と8月に延期する旨を確認しております。

新型コロナウイルス感染症の感染状況等を見ながら、10月に実施予定の県外調査とあわせて6月定例会で決定していただく予定としておりますが、現時点で調査先の希望があれば御意見を伺いたいと思います。

参考までにお手元に、資料として、過去5年分の商工建設常任委員会の調査実施状況を配付しております。

暫時休憩いたします。

午後4時9分休憩

午後4時11分再開

○武田委員長 では、委員会を再開いたします。

ほかに何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 ほかに何もなければ、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後4時11分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 武 田 浩 一